第六章第四節中第七十九条の四の次に次の五条を加える。

（承認申請書の提出）

第七十九条の四の二　期待エクスポージャー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　期待エクスポージャー計測モデルの構築及び利用その他の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四　期待エクスポージャー方式実施計画

五　その他参考となるべき事項を記載した書類

3　前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　期待エクスポージャー方式を適用する範囲及び同方式の適用を開始する日

二　期待エクスポージャー方式の適用を除外する予定の範囲

（承認の基準）

第七十九条の四の三　金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第七十九条の四第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　期待エクスポージャーの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「期待エクスポージャー管理部署」という。）が、信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二　期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テスティング（過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレス・テスト（期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三　期待エクスポージャー計測モデルの正確性が、期待エクスポージャー管理部署により継続的に検証されること。

四　期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ　期待エクスポージャー計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ　第二号に定めるバック・テスティングに加え、銀行のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ　仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポージャー計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じ得る影響を適切に把握していると評価できること。

五　取締役等（取締役若しくは執行役又は執行役員（取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。）をいう。第百七条第二項第三号及び第二百七十四条第二項第五号において同じ。）が期待エクスポージャーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六　期待エクスポージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七　期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八　期待エクスポージャーに係る信用リスクの計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

九　金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十　前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスポージャー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。

十一　取引をモデル内の適切なネッティング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。

十二　担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手していること。

十三　αを独自に推計している場合には、第七十九条の四第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

（変更に係る届出）

第七十九条の四の四　期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2　前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第七十九条の四の五　金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第七十九条の四第一項の承認を取り消すことができる。

（段階的適用等）

第七十九条の四の六　期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第七十九条の四の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない派生商品取引又はレポ形式の取引に対して、期待エクスポージャー方式を適用しないことができる。

第九十八条第一項中「その旨」の下に「及びその内容」を加える。

第百七条第二項第三号中「（取締役若しくは執行役又は執行役員（取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。）をいう。第二百七十四条において同じ。）」を削る。

第百十条第一項及び第百四十四条第一項中「その旨」の下に「及びその内容」を加える。

第百五十七条第五項中「から第七十九条の四まで」を「から第七十九条の四の六まで」に改める。